

## **Legal Information Flash Report** from MCLAW

発行:丸の内中央法律事務所 <del>=</del> 100−0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル817区

TEL:03-3201-3404 FAX:03-3201-3434 URL:http://mclaw.jp email: tsutsumi@mclaw.jp

バーチャルオンリー株主総会の開催に関する法改正情報と株主総会における書面による 議決権行使を認める場合の行使期限に関する近時の判例をご紹介します。

## ◇バーチャルオンリー株主総会の開催が可能に

産業競争力強化法に「場所の定めのない株主総会」 に関する制度が新設され、本年6月16日に施行されま した。これにより、物理的な会場を設けず、ウェブ 上でのみ出席が可能な「バーチャルオンリー株主総 会」を開催することができるようになります。

### 1. 現行の会社法の規定

会社法298条1項1号は、株主総会を招集する場合に は、株主総会の場所を定めなければならない旨を規 定しています。そして、この「場所」とは、株主が 質問し説明を聴く機会を確保するために、物理的に 入場することができる場所でなければならないと解 されています。したがって、現行の会社法下では、 バーチャルオンリー株主総会を開催することは出来 ませんでした。

## 2. 産業競争力強化法の定める要件

# (1) 上場会社であること

バーチャルオンリー株主総会を開催できるのは、 金商法2条16項に規定する金融商品取引所に株式 を上場している会社のみとされています。

#### (2) 大臣の確認を受けること

経産省令・法務省令の定める下記要件に該当する ことについて、経産大臣及び法務大臣の確認を得 る必要があります。

- ①通信の方法関する事務の責任者の設置
- ②通信の方法に係る障害に関する対策についての 方針の策定
- ③通信の方法としてインターネットを使用するこ とに支障のある株主の利益の確保に配慮すること についての方針の策定
- ④株主名簿上の株主の数が100名以上であること

## (3) 定款の定めがあること

各会社は、場所の定めのない株主総会をすること ができる旨を定款で定める必要があります。 このような定めを設けるには、本来であれば定款 ありますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影 響を踏まえ、施行後2年間は、上記2(2)の確認を 受けた会社に限り、上記 2(3)の定款の定めがある ものとみなすことができるとされました。 オンリー株主総会を開催することができます。

- (4) 招集決定時に省令の要件を満たしていること があります。
- ◆裁判例紹介~書面による議決権行使の行使期限~
- 1. 書面による議決権行使に関する法規制

株主総会において書面による議決権行使を認める 場合、株主は株主総会の日時の直前の営業時間の終 了時までに書面による議決権行使をしなければなら ず(会社法施行規則69条)、会社としては書面によ る議決権行使期間として招集通知発送の日から2週 間以上をとらなければなりません(同規則63条3号 ロ)。そのため、書面による議決権行使には招集通 知発送から総会期日まで少なくとも「中14日」をと らなければならないということになります。

# 2. 乾汽船vsアルファレオホールディングス (東京 地裁令和3年4月8日判決)

アルファレオホールディングスが乾汽船の総会 手続に瑕疵がある旨訴えた裁判において、結論と して総会を取り消すほどの瑕疵はないとの判断に なりましたが、本件では書面による議決権行使期 限を「営業時間の終了時」より20分早く定めてい たため、「特定の時」を定めた場合に該当し、同 行使期限は招集通知発送日から数えて「2週間を経 過した日以後」の要件を満たしていませんでした (会社法施行規則第63条3号ロ)。結果として本件で は「中14日」取れておらず、「株主の書面による 議決権行使に関する権利を制限するものであり、 看過することはできない」と指摘されました(乾 汽船の公表資料より)。

## 3. 招集通知の早期発送

東京証券取引所によれば、5月から6月に総会を 開催する2190社のうち380社が招集通知発送から総 会期日まで中14日という法令の最短期間しかとっ ていないようであり、会社の対応次第で上記と同 様に総会手続に瑕疵がある旨判断される可能性が ありますので、招集通知はできる限り早期に発送 することが望ましいといえます。

(弁護士友成、弁護士門屋)

# \*\*\*法務トピックス\*\*\*

# ◆特定商取引法の改正(令和3年6月16日公布)

変更の手続(株主総会の特別決議)を経る必要が 改正特定商取引法が6月16日に公布され、公布日か ら1年以内に施行されます、売買契約に基づかな いで送付された商品に係る規定のみ本年7月6日か ら施行されます。改正前は、注文や契約をしてい ないのに金銭を得ようとして一方的に送付された これにより、定款変更を経ることなくバーチャル 商品は、消費者はその商品の送付があった日から 起算して14日が経過するまでは処分することはで きませんでしたが、今回の改正により、事業者は 場所の定めのない株主総会の招集を決定する時点 送付した商品について直ちに返還請求できなくな で、上記2(2)①乃至④の要件を満たしている必要 るため、注文や契約をしていないにもかかわらず 金銭を得ようとして一方的に送りつけられた商品 については消費者は直ちに処分することができる ようになります。